

下関酒造株式会社 行動計画（第3回）

全ての社員が、仕事と子育てを両立しながら、その持てる能力を十分に発揮し、安心して働き続けることができる雇用環境の整備を行なうとともに、次世代育成支援について地域社会に貢献し、より上質のサービスを提供するため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年3月1日から令和10年2月28日までの3年間

2. 内容

目標1 将来的に「育児休業取得率 100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、計画期間内に育児休業の取得率を次の水準以上にする。
男性社員・・・取得率を50%以上にする

〈対策〉

- 令和7年3月以降 ①男性社員も育児休業が取得できることを、社内報や朝礼を通じ、定期的に周知を図る
- 令和7年10月 ②社員本人又は配偶者の出産時期が近づいた場合に、育児支援措置についての相談を受けることができる窓口の積極的な利用を推進

目標2 小学校入学前までの子を持つ社員の短時間勤務制度を導入する。

〈対策〉

- 令和7年 3月以降 ①社員のニーズの把握、検討開始
- 令和7年 5月 ②制度の導入
- 令和7年 ~~5~~月以降 ③社内報や朝礼による社員への短時間勤務制度の周知

3. 推進体制

- ①顧問 岡田を本部長とする推進本部を設置する。